

事 務 連 絡  
平成18年3月24日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局老人保健課

介護報酬算定に係る主な告示の内容について

標記につきましては、別添の内容で確定いたしました（既に官報に入稿されており、送付した内容からの変更はありません。）ので、送付するとともに、これらの告示の公布日についても併せて御連絡いたします。

なお、加算等の届出につきましては、4月算定分については今月25日までの届出としたところですが、併せて、今月22日（水）に介護制度改革インフォメーションvol.78「平成18年4月改定関係Q&A（vol.1）について」問87（別添参照）の中でお示ししたとおり、「4月1日から加算の対象となるサービス提供が適切になされているにもかかわらず、届出が間に合わないといった場合については、4月中に届出が受理された場合に限り、受理された時点で、ケアプランを見直し、見直し後のプランに対して、利用者の同意が得られれば、4月1日に遡って、加算を算定できる取扱い」としたところであるので御留意方お願いいたします。

また、上記取扱いについては、地域密着型サービス、施設サービスを含めた全てのサービスの届出についても同様とするので、併せて御留意いただくとともに、地域密着型サービスの届出に関して、管内市区町村に対してもその旨速やかに御連絡いただくようお願いいたします。

厚生労働省老健局老人保健課

企画法令係

TEL : 03-5253-1111 (2176、3960、3949)